

令和3年第1回士別市議会定例会会議録（第1号）

令和3年2月24日（水曜日）

午前10時00分開会

午後 2時08分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 市政執行方針及び教育行政執行方針について

日程第 3 報告第 2号 専決処分の報告について

（令和2年度士別市一般会計補正予算 第17号）

日程第 4 議案第 30号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 31号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 32号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 33号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 34号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 35号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 36号 士別市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 37号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 38号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第18号）

議案第 39号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 41号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第 40号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第 42号 士別市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第14 報告第 3号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

日程第15 議案第 10号 令和3年度士別市一般会計予算

- 議案第 11号 令和3年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 12号 令和3年度士別市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 13号 令和3年度士別市介護保険事業特別会計予算
 議案第 14号 令和3年度士別市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 15号 令和3年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 16号 令和3年度士別市水道事業会計予算
 議案第 17号 令和3年度士別市病院事業会計予算
 議案第 18号 士別市議会議員及び士別市長の選挙における選挙運動の公費負担
 に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第 19号 士別市スポーツ研修所条例を廃止する条例について
 議案第 20号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例を廃止する条例について
 議案第 21号 士別市朝日武道館条例を廃止する条例について
 議案第 22号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
 議案第 23号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について
 議案第 24号 士別市宮牧野大和牧場の指定管理者の指定について
 議案第 25号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について
 議案第 26号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について
 議案第 27号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について
 議案第 28号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について
 議案第 29号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会長 教育委員	中峰寿彰君	教育委員会長 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	------------------	-------

病院管理者 副院長	三好信之君	市立病院局長	加藤浩美君
--------------	-------	--------	-------

農業委員会長 農会	飛世薫君	農業委員会長 農事業務局長	藪中晃宏君
--------------	------	------------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員局長 監事	岡崎忠幸君
------	-------	--------------	-------

事務局出席者

議会事務局局長	穴田義文君	議会事務局局長 議総務課長	岡崎浩章君
議会事務局副局長 議総務課副	前畑美香君	議会事務局主任 議総務課主任	駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長(松ヶ平哲幸君) 令和3年第1回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本定例会の会議録署名議員には、5番 喜多武彦議員、6番 西川 剛議員、7番 十河剛志議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第2号 専決処分の報告について(令和2年度士別市一般会計補正予算第17号)

議案第10号 令和3年度士別市一般会計予算

議案第11号 令和3年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第12号 令和3年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和3年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第15号 令和3年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第16号 令和3年度士別市水道事業会計予算

議案第17号 令和3年度士別市病院事業会計予算

議案第18号 士別市議会議員及び士別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市スポーツ研修所条例を廃止する条例について

議案第20号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例を廃止する条例について

議案第21号 士別市朝日武道館条例を廃止する条例について

議案第22号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について

議案第24号 士別市営牧野大和牧場の指定管理者の指定について

議案第25号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について

- 議案第26号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について
- 議案第27号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について
- 議案第29号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第31号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 士別市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第18号）
- 議案第39号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 10月、11月、12月分

4. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

報告第3号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

5. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第42号 士別市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

6. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 意見交換会

イ. 派遣場所 下表のとおり

ロ. 派遣期間 下表のとおり

ハ. 派遣議員 下表のとおり

派遣期間	派遣場所	派遣議員
3. 1. 25	朝日支所	喜多議員、西川議員、佐藤議員、谷議員、谷口議員、松ヶ平議長

3. 1. 25	多寄研修センター	十河議員、苔口議員、大西議員、遠山議員、 渡辺議員、井上副議長
3. 1. 26	市民文化センター	村上議員、真保議員、国忠議員、丹議員、 山居議員、井上副議長
3. 1. 27	温根別出張所	村上議員、西川議員、佐藤議員、谷議員、 谷口議員、松ヶ平議長
3. 1. 28	上士別構造改善センター	喜多議員、真保議員、国忠議員、丹議員、 山居議員、松ヶ平議長
3. 1. 31	市民文化センター	十河議員、苔口議員、大西議員、遠山議員、 渡辺議員、井上副議長

7. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
総 務 部 長	中 舘 佳 嗣	市民自治部長	法 邑 和 浩
健康福祉部長	田 中 寿 幸	経 済 部 長	井 出 俊 博
建設水道部長	千 葉 靖 紀	朝 日 支 所 長	武 田 泰 和
市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	東 川 晃 宏	会 計 管 理 局 長	佐 藤 義 弘
企 画 課 長	大 橋 雅 民	創 生 戦 略 課 長	瀧 上 聡 典
総 務 課 長 兼新庁舎建設 課 長 (併)選挙管理 委員会事務局長	青 木 伸 裕	財 政 課 長 兼新庁舎建設課 庁舎整備管理監	丸 徹 也
市 民 課 長	佐 藤 祐 希	税 務 課 長	水 留 啓 諭
環境センター 所長兼バイオマ ス資源堆肥化 施設管理官監	今 井 博 明	上士別出張所長 兼上士別構造改 善センター所長	吉 川 千 緒
多寄出張所長 兼多寄研修 センター所長 兼多寄構造改善 センター所長	島 田 英 貴	温根別出張所長 兼温根別生活改 善センター所長 兼温根別多目的 研修集会所 施設所長	四 辻 秀 和
福 祉 課 長	川 原 広 幸	こども・子育て 応援課長	藪 中 洋 行
保育推進課長	東 川 由 美	介 護 保 険 課 長	青 木 秀 敏

地域包括ケア推進課長 兼保健福祉センター コロナワクチン接種対策管理監 いきいき健康センター 畜産林務課長 商工労働観光課長 都市整備課長 兼新庁舎建設課 庁舎建築管理監 都市整備課 建築管理監 兼新庁舎建設課 庁舎施工管理監 施設管理課長 地域住民課長 会計課長 畜産林務課副長 教育委員会 教育委員会 教育委員会 合宿の里統括監 教育委員会 教育委員会 教育委員会 兼生涯学習情報センター 教育委員会 合宿の里・ 推進課長 兼総合体育館 兼スポーツ交流館 教育委員会 地域教育課副長 市立病院院長 市立病院事務局 市立病院事務局 医事管理監	増田晶彦 菅井勉 徳竹貴之 阿部淳 佐々木誠 峯垣智剛 土田実 庄司伸一 坂本洋紅 玉田悟 中峰寿彰 三上正洋 大留義幸 武山鉄也 岡田英俊 坂本英樹 黒沼淳一 加藤浩美 阿部也志	保健福祉センター 成人病一 農業振興課長 畜産林務課 管理監 国営農地再 推進課長 都市整備課 土木管理監 都市整備課 上下水道管理 施設維持 センター所長 経済建設課長 農業振興課副 長 商工労働観光 課副 教育委員会 生涯学習部 教育委員会 学校教育課 教育委員会 給食所 センター所長 教育委員会 中央公民館 兼市公民館 センター館 教育委員会 兼公会堂展 館 教育委員会 合宿の里・ スポーツ推進 課長 兼ホストタウ ン管理監 病院事務 副管理 業者 市立病院事務 局長 市立病院事務 課長 農業委員会 会長	松ヶ平久美子 藤田昌也 鶴岡明浩 喜多伸光 村田雄大 山下正明 興水賢治 岡田詔彦 市橋信明 佐藤政臣 鴻野弘志 須藤友章 古川優 千葉真奈美 水田一彦 館岡隆一 三好信之 池田亨 飛世薫
---	--	--	--

農業委員会 会長職務代理者	保科隆志	農業委員会 事務局 会長	藪中晃宏
農業委員会 事務局総務課長	林秀忠	監査委員	吉田博行
監査委員 事務局 局長	岡崎忠幸		

8. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 局長	穴田義文	議会事務局 局長 総務課長	岡崎浩章
議会事務局 総務課 副長	前畑美香	議会事務局 総務課主任主事	駒井靖亮

以上報告する

令和3年2月24日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月19日までの24日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの24日間と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、市政執行方針及び教育行政執行方針についてを議題に供します。

初めに、市政執行方針の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 令和3年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に向けての所信と市政執行の基本方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が昨年1月に国内で確認されて以降、国を挙げて感染対策や経済対策を講じてきました。本市においても、国の補正予算に基づきながら、7次にわたる緊急経済対策の実施や生活に支障を来している方への支援、さらに医療提供体制の強化といった独自の支援策について、スピード感を持って取組を進めてきたところです。

市民の皆様の日常生活や事業の継続など、その影響は多方面に及んでいますが、いまだ収束の方向性が見えない中であって、新型コロナの感染対策の取組は、長期戦となることも想定しなければなりません。

新型コロナは誰もが感染するリスクがあり、本市においても数名の感染者が確認されているところです。全国で感染者や濃厚接触者などに対し、心ない差別や偏見が行われるといった報

道に心を痛めていたところであり、本市においては、昨年12月にコロナ差別禁止宣言、本年1月には人権に配慮し、差別などのない環境と、最大限の感染防止策を市民と市が共同で推進するよう、士別市安全で安心なまちづくり条例に定めたところです。

今後は、ワクチン接種や感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていくことが必要であり、市民の皆様の暮らし、事業、雇用を守り抜くとともに、経済の力強い回復と新しい日常におけるポストコロナ社会の構築を目指します。

本市は、明治32年、1899年に最北にして最後の屯田兵のたくましい力によって、鬱蒼たる原野に開拓の鍬が降ろされました。今後も私たちは、次世代を生きる子供たちのためにも、先人から受け継いできた開拓者精神と地域への誇りを共有しながら、豊かで明るい未来の創造に全力で取り組む使命があります。

そのためには、まちづくり総合計画に掲げる基本施策と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの重点プロジェクトの取組を進めながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、併せて令和3年度から5年間の士別市財政健全化実行計画に基づき、組織の機構改革や事務事業の再編など、あらゆる歳出の見直しを通じて、抜本的な体質改善を断行することで、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。

市政は、市民が、市民のために、市民がつくることが基本であり、まちづくりは市民の限らない英知と力を結集した地域力によって進めなければなりません。そのためにも、まちづくり基本条例が目指している、市民があらゆる場面で主役になることを基本に、引き続き行政と議会が協力・連携の下で、まちづくりを進めます。

私のまちづくりマニフェストに掲げた項目も、まちづくり総合計画との整合性を図りつつ、社会動向などを踏まえ進めているところです。

本年は、総合計画の折り返しに向けて、これまでの期間を検証し、実行計画をローリングする1年となります。引き続き市民主体の地域力が発揮されるまちづくりに努め、健全化実行計画との整合性を図りながら、策定作業を進めます。

我が国の経済情勢は、4月から6月期のGDPがリーマンショック時を越えて、戦後最悪のマイナス成長となりましたが、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが見られていました。しかしながら、昨年末からの大都市圏を中心とした新型コロナの感染が拡大したことから、本年1月8日に政府が2度目の緊急事態宣言を発出するなど、今後においても先行きが不透明な状況です。

そうした中で、政府の新年度予算は、感染拡大の防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指すとともに、感染を押さえながら雇用と事業を支えることで、経済の持ち直しの動きを確かなものにし、民需主導の成長軌道に戻していくため、令和2年度第3次補正予算を新年度当初予算と一体化し、15か月予算として編成するものとしています。

国の新年度地方財政対策については、経済悪化に伴う給与所得の減少や企業業績の悪化から、

地方税収見込みが前年度当初比6.5%減の38兆4,000億円となるなど、財源不足額は前年度比123.5%増の10兆1,000億円と大きく悪化しました。

しかし、臨時財政対策債や一般会計からの加算措置などの対応により、交付団体ベースでは、地方が安定的な財政運営のため必要となる一般財源総額について、前年度を上回る額が確保されたところです。

本市においては、経常的経費の増高により令和元年度経常収支比率は99.5%に達し、今後においても公債費などの経費が増加していく一方で、財政調整基金の枯渇化が危ぶまれる状況から、基金の確保と実質単年度収支の黒字化を実現していくため、昨年12月に健全化実行計画を策定しました。

新年度当初予算は、本計画の初年度であり、経過期間5か年の目標達成に向けた重要な予算と位置づけ、計画で示した10項目の具体的方策を念頭に置き、市民の皆様や各種団体にも御協力をいただきながら、市民の安全・安心に関わる事業に注力しながらも、緊縮型の予算編成となったところです。

本市が持続可能な財政運営の下、将来に向かって発展し続けていけるよう、財政健全化を進めていく決意です。

以上、申し上げた市政運営の基本的な考え方の下、新年度に進める施策や事業を構築したところであり、具体的にはまちづくり総合計画の基本目標に沿って、その概要を申し上げます。

最初に、健やかで豊かな心育むまちづくりの分野についてです。

まず、医療についてです。

市立病院は、この地域の基幹病院として急性期から慢性期までの入院医療をはじめ、救急医療体制を確保するなど幅広い役割を担っており、今後も地域の医療ニーズに応える病院運営に努めます。併せて新型コロナについても、患者の病床確保や臨時診察室の設置、検査機器の導入など、できる限りの対応に取り組むとともに、院内の感染防止対策を徹底し、診療体制の維持に努めます。

病院経営については、改定を予定している病院事業経営改革プランに基づき、医師をはじめ医療スタッフの確保対策を継続するほか、地域医療構想を踏まえ、許可病床の適正化を図り、経営の安定に取り組めます。

また、昨年設立した上川北部医療連携推進機構を通じ、地域のセンター病院である名寄市立総合病院との連携をさらに強化し、限られた医療資源を有効活用して、地域に信頼される病院を目指します。

地域医療については、眼科医1名が令和4年度中の開業を目指していることから、本市4例目となる開業医誘致条例の適用に向け、同医師と連携を図り、取組を進めます。

次に、保健・健康づくりについてです。

国が新型コロナの感染症対策の決め手として位置づけているワクチン接種について、円滑に接種できる体制を整備することが急務となっています。

このことは、本市においても、これまでに経験のない極めて難しいプロジェクトであり、現在、庁内に副市長を本部長とするコロナワクチン接種対策チームを設置し、市内開業医など各関係機関と連携しながら鋭意準備を進めています。

今後も、国や道からの情報を十分に注視しつつ、市民に対し、ワクチンに関する正確で分かりやすい情報提供を行うとともに、万全な接種体制の確保に努めます。

また、産後4か月までの母子を対象に実施している産後ケア事業については、母子保健法の改正に基づき、その対象を産後1年以内に拡大します。

次に、福祉・介護・社会保障についてです。

障害のある方が、地域の中で安心して暮らせるよう、相談支援事業所や自立支援協議会などの関係機関と連携し、第4期障がい者福祉基本計画及び本年4月から施行の第6期障がい者福祉実行計画に基づく各種施策を着実に推進します。

2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することから、これを想定し、第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定を進めています。

今後は、保険料の据置きも検討しながら、高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられる地域包括ケアシステムのさらなる深化を進め、介護予防や在宅医療との連携とともに、地域住民・団体・企業などが支え合う地域福祉を目指します。

また、不足している介護従事者の定着・確保に向けて、外国人人材の活用も含めた施策を継続します。

国民健康保険事業については、特定健診や特定保健指導、生活習慣病の重症化予防など、市民の健康増進を図り、医療費の適正化に取り組むとともに、国保会計の健全な運営に努めます。

次に、子ども・子育て支援についてです。

全ての子供たちが、この地域において安全に安心して成長できるよう、子どもの権利委員会など関係機関と連携し、土別市子どもの権利に関する条例の啓発に努めるとともに、次期子どもの権利に関する行動計画を策定します。

また、障害のある児童が、安心して放課後等を過ごすことができる場所として実施している放課後等デイサービスセンターの利用料の無料化、独り親世帯への入学支度金助成を継続します。

さらに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、中学生以下の医療費無料化を継続します。

次に、教育についてです。

学校教育については、急激な社会的な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生きる力を養うとともに、主体性と創造性を備えた豊かな人格の子供の育成が求められています。

こうした中で、基礎・基本が分かる、できる喜びを感じる教育を目指し、学校全体で取り組む事業改善や社会との関わりの中で学ぶ教育活動の展開を推進するほか、文部科学省のG I G

Aスクール構想で示された児童・生徒1人1台端末など、ICTを活用した教育の推進に努めます。

次に、生涯学習・文化・スポーツについてです。

社会教育は、生涯学習の理念を尊重し、人口減少社会が抱える市民の文化・芸術・生涯学習活動の停滞という課題を打破するためにも、第2期人づくり・まちづくり推進計画に基づく学習機会の創出に努めます。

具体的には、こども夢トークや子ども議会、まちづくり塾などの活動を通じて、次代を担う人材の育成に努めます。

また、近年の入学者の減少が顕著となっている九十九大学は、在校生が学び続けられる環境に配慮しながら、新たな高齢者の学びの機会を創設します。

社会教育・体育施設については、利用の実態に合わせた開閉館の時間や休館日を見直すことで、効率的な施設の管理運営に努めます。

スポーツの分野では、新年度の北海道障がい者スポーツ大会が上川管内の北部地区での開催となり、本市が事務局として中心的役割を担うこととなりました。6つの競技が4自治体で行われ、本市では9月下旬から10月にかけて、陸上競技、車椅子バスケットボール、フットベースボールの3つの競技で戦いが繰り広げられます。

これらを含めスポーツの推進に当たっては、市民一人一人が心身ともに健康な暮らしの実現を目指すため、士別市スポーツ推進計画に基づく、生涯スポーツや市民皆スポーツに向けた取組を推進します。

次に、防犯・交通安全・消費生活についてです。

地域の目と声をください運動を基本に、警察や防犯協会、自治会等と連携し、防犯意識の高揚と防犯体制の強化に努めます。

市民一人一人が交通事故に遭わない、起こさないを基本に、警察や関係団体と連携の下、交通安全教育の充実と啓発運動を展開します。

悪質商法や特殊詐欺等、複雑多様化する消費者被害の未然防止に向け、消費者被害防止ネットワークを通じた情報提供のほか、警察や消費者協会と連携して啓発に取り組みます。

次に、魅力と活気あふれるまちづくりの分野についてです。

初めに、農業・林業についてです。

昨年の農作物については、全体的に台風などの影響も少なく、水稻は豊作となり、そのほか畑作物では収量・品質とも平年並みを確保できたところです。新年度においても、引き続き農業・農村活性化計画に基づき、足腰の強い農業の確立を進めます。

国内の農林水産業については、TPPや日米貿易協定などの各協定が発効され、長期的に食の安全性や農産物の安定生産、農業所得など、様々な影響が懸念されることから、今後も輸動向を注視していくとともに、関係機関と連携して情報収集に努め、機会を捉えて本市農業の持続的な発展を図るための取組について、国・道へ求めてまいります。

寒冷地域で輪作体系に欠かすことができない作物の一つであるてん菜の振興については、全道86自治体が加入する北海道てん菜自治体連絡協議会の会長として、さらなる組織拡大や面積の確保・拡大に向けて、加入自治体と連携を図りながら、国・道への提案活動を進めます。また、てん菜の製糖工場における雇用の場の確保・運送業者や機械設備の保守管理業者など、関連産業への需要を含め、地域経済の発展に極めて重要な作物であることから、地元企業と連携した取組を進めます。

中士別地区の道営土地改良事業については、今年度125.7ヘクタールの基盤整備事業が予定されており、関係団体との連携の下、円滑な事業の推進に努めます。

平成21年度に着手した上士別地区国営農地再編整備事業は、いよいよ最終年度となり、新年度において、関係権利者と十分な協議を進め、円滑な換地処分を実施し、事業の完了を目指します。

綿羊振興については、士別サフォークラムのブランディングを図り、良質な羊肉生産を維持しながらPR販売を実施するほか、GI制度の登録を進めるとともに、飼養技術を次世代にしっかりと継承しながら、羊のまちサフォークランド士別のさらなるブランド化を目指します。

林業振興では、森林整備計画に基づき、健全な森林資源の保全育成や担い手対策を実施するとともに、森林環境譲与税を活用し森林の整備などを進めます。

次に、商業・工業についてです。

昨年7月、建設に着工されたまちなか交流プラザは、愛称も、羊のまち 侍・しべつに決定し、本年5月にオープンします。今後も、まちづくり士別株式会社と連携しながら、中心市街地の活性化とまちなかのにぎわい創出に加え、地域ブランドの開発・育成、観光をはじめとした地域情報の発信などのほか、近隣3町とも連携する中で、本市のみならず士別地域の魅力発信と活性化に努めます。

中小企業への支援については、中小企業振興条例に基づく各種助成などを講じるほか、事業承継検討委員会において、本市の各事業所の状況などを把握するとともに、相談体制を強化します。

また、起業化の促進や新分野への参入など、新たなものづくりにチャレンジする取組を応援します。

本市の経済にも多大な影響を与えている新型コロナによる経済対策については、商工会議所や商工会とともに情報を収集するなど、官民一体となって感染状況を踏まえた支援体制の構築に努めます。

次に、観光についてです。

観光振興については、関係団体と連携しながら本市の観光資源の魅力発信に努めるほか、ポストコロナにも対応した新たな観光対策に努めます。

台湾を中心とする外国人観光客誘致については、日台親善協会などの関係機関や昨年任用した台湾出身の地域おこし協力隊との連携を図りながら、本市のPRに努めつつ、新たな観光の

在り方について検討します。

また、1市3町で構成する着地型観光推進協議会による観光誘致のほか、広域連携を積極的に推進します。

次に、合宿・企業誘致についてです。

地方創生総合戦略の柱の一つである合宿の聖地創造を目指し、新型コロナによって様々な制限を受ける中で来市する合宿チームに対し、安全・安心な練習環境や宿泊施設、充実した食事の提供に努めます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、文化・教育を含むホストタウンとして、より一層充実した受入態勢の構築に力を注ぐとともに、北京オリンピック以来2度目の来市となる、マラソン・競歩のドイツナショナルチームの合宿の受入れについても万全の態勢で取り組みます。また、JOCとのパートナー都市協定の下、オリンピック・ムーブメントの普及、啓発に努めます。

このほか、多くの合宿選手が参加するホクレンディスタンスチャレンジや全日本サマーキャンプ大会をはじめ、30回の節目を迎えるオリンピックデーランについても、新型コロナの感染防止対策に努めながら開催します。

なお、ハーフマラソン大会については、過日行われた大会実行委員会での検討結果を踏まえ、昨年に引き続き2年連続の中止を判断し、合宿選手の記録会などを検討します。

企業誘致については、今後も積雪寒冷や広大な土地を有する地域特性を生かし、企業誘致や技術開発に向けた取組を推進するとともに、企業立地促進条例に基づく旧学校施設や公共施設などの特定遊休財産について、提案活動も展開しながら地域に配慮した利活用を進めます。

立地企業との連携については、トヨタ自動車をはじめとする自動車関連企業や日甜士別製糖所などと連携をさらに深化させ、地域の持続的な発展に取り組みます。

次に、雇用・勤労者福祉についてです。

労働人口の確保と季節労働者の通年雇用化を促進するため、雇用支援制度などの活用を促進します。

また、新型コロナの影響によって、全国的に雇用情勢が不安定なことから、本市の雇用状況の把握に努めながら、支援体制の周知に努めます。

次に、環境・エネルギーについてです。

将来に向けて良好な地域や地球環境を保全し創造するため、環境基本計画に掲げる各種施策を展開します。

また、ごみの減量化、資源化を一層推進する中で、家庭ごみの効率的な収集体制を構築するとともに、環境センターの安定運営に努めます。

朝日地区における水力発電所建設に向けた要請活動については、建設費など多くの課題があり、実現は厳しい状況です。このことから、北海道企業局の経営戦略で示されている既存の岩尾内及びポンテシオ水力発電所の改修計画を踏まえ、活動の在り方の見直しを検討します。

次に、公園・緑地・河川についてです。

公園緑地については、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新などの施設改修と定期的な点検を行うほか、緑の基本計画に基づく公園内の整備、維持保全を進めます。

河川については、豪雨などによる災害発生防止に向け、河川の流れを阻害する樹木の伐採や河道整備などの治水対策を継続します。

次に、住宅・情報通信についてです。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化住棟の入居者移転を計画的に実施するほか、給水設備や屋外受電ブレーカーの更新など、予防保全的な維持管理に努めます。

情報通信分野については、これまで課題であった全市的な高速ブロードバンド化に向けて、通信事業者による光回線網整備が決定され、新年度中に完了する予定です。今後は、利活用の推進を図るとともに、各種申請書等への押印廃止の検討を進め、デジタル社会への対応に努めます。

次に、上水道・下水道についてです。

上下水道事業については、それぞれの経営戦略に基づき、ライフライン機能の確保と老朽施設等の更新・修繕を行い長寿命化に努めます。

また、本年は経営戦略を見直す年となっており、将来にわたって持続可能な経営となるよう、効率的なインフラ整備を目指します。

上水道では、安全・安心な水を安定供給するため、浄水施設の機器設備更新に加え、避難所等への給水確保に向け、緊急時の給水拠点確保事業を継続します。

下水道では、合流式下水道改善事業を継続して実施するとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、水処理施設の機器更新を実施します。

また、下水道事業経営における基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和6年度の地方公営企業法の適用に向けた準備を進めます。

次に、道路についてです。

生活道路の整備を進めるほか、橋梁の近接目視点検、改修工事を継続します。道道士別滝の上線朝日市街地道路整備については、早期完成に向け北海道と連携を図るとともに、事業促進要望を継続します。

北海道縦貫自動車道士別剣淵・名寄間については、国が主体となって事業が進められています。今後も、名寄市立総合病院への緊急搬送に不可欠な命の道の早期完成に向けて、士別・剣淵ICから和寒IC間の4車線化の早期着工とともに、期成会としての活動を中心としながら、国や関係機関への要請を継続します。

次に、市民の力で未来へ歩むまちづくりの分野についてです。

初めに市民参画・協働についてです。

市民と行政のつながりを深めるため、地域担当職員による各種情報提供や情報交換の充実を

図り、協働のまちづくりに努めます。

また、農村地区の共通課題である買物環境について、名寄市立大学との連携の下、多寄地区をモデルとした研究事業を継続します。

次に、人権・男女共同参画についてです。

全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすため、男女共同参画推進条例や男女共同参画行動計画に基づきながら、多様な働き方など男女平等の意識や理解促進のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進などに継続して取り組みます。

また、人権問題への理解や認識を深めるための啓発活動や相談窓口の周知を図ります。

次に、コミュニティーについてです。

地域活動の活性化と地域力が発揮できるコミュニティーづくりを目指して、自治会連合会との連携の下、自治会の再編や加入促進、自主防災組織の結成を支援します。

現在、モデル自治会を選定し、災害の発生時に自力避難が困難な方に対して、地域の共助力で避難を行う避難共助計画の策定に取り組んでいます。新年度からは、この取組を全市に拡大し、より一層、市民の安全安心な暮らしに努めます。

次に、地域間交流、移住についてです。

国内交流については、愛知県みよし市との交流を核としながら、スポーツや文化など多方面において市民交流を推進します。

川内村とのつながりについては、東日本大震災の発生から間もなく10年を迎え、今後は、子供たちの交流を中心に、コラッセ夏学校から教育環境の体験支援へと進化した取組を進めます。

国際交流については、姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市へ高校生を短期留学派遣し、人材の育成に努めます。

人口減少が進む中で、大きな課題である移住定住政策については、昨年5月に設置した移住ナビデスクをまちなか交流プラザに再配置します。新たに、移住定住を支援する(仮称)移住定住コーディネーターを選任し、移住希望者などに向けた情報発信や総合相談などを官民協働で行います。

次に、都市計画・交通についてです。

都市計画については、将来の人口規模を見据えた都市づくりを進めるため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、コンパクトタウンへ向けた取組を進めることで、住みやすく持続可能な市街地構造の形成を目指します。

交通については、地域公共交通網形成計画に基づく持続可能な交通ネットワークの構築に向け、新たに設置した次世代モビリティ推進会議において、将来を見据えた交通の高度化や新たな技術導入など、調査・研究に取り組みます。

J R北海道の路線維持については、宗谷本線活性化推進協議会での協議を基本として、北海道や関係機関と十分に連携を図る中で取組を進めます。

士別駅と駅前空間の再整備については、J R北海道との十分な連携を図りながら検討を進め

ます。

次に、防災・消防・救急についてです。

新年度においても、関係機関と連携した総合防災訓練を実施する中で、地域防災力の向上と災害に強い安全・安心な地域づくりに努めるほか、災害時備蓄計画に基づく備蓄資機材等の整備を継続します。

防災行政無線のデジタル化に伴って、戸別受信機の配付を進めながら令和4年度からの運用を目指します。

消防・救急については、消防団員数が不足していることから、団員確保に向けた支援を講じるとともに、市民に対する防火意識の啓発を図ります。

また、さらなる高齢化の進展などにより、救急救命活動が増加傾向であることに加え、新型コロナウイルス対策など万全の救急業務体制が求められていることから、1市3町がより連携する中で消防力の向上を目指します。

次に、行財政運営についてです。

初めに、財政運営についてです。

総合計画と地方創生総合戦略に基づく取組を進めながら、健全化実行計画を断行することで、持続可能な財政基盤を確立します。

また、質の高い公共サービスの提供を目指し、行財政運営戦略の推進や公共施設マネジメント計画を見直すとともに、様々な取組を強化します。

あわせて、社会体育施設などの開館を利用実態に見合った時間に変更するほか、エレベーターや清掃業務などの包括発注を拡大し、より業務委託を効率化するなど、コストの削減を目指します。

今後も、市民サービスの質を確保しつつ、業務の在り方の見直しや公共施設の再編、運営の最適化などあらゆる歳出改革の取組を推し進めます。

次に、広報広聴についてです。

まちづくり基本条例の情報共有の原則を一層進めるため、生活情報アプリやホームページなど様々な媒体を活用した情報発信に努めます。

次に、電子自治体についてです。

国は、デジタル庁を創設し、行政をはじめ社会全体のデジタル化を加速させています。本市としても、行政に対する申請などの手続を円滑に進めるため、システムの標準化を進めるとともに、手続に必要なマイナンバーカードの普及のため、制度の周知や取得しやすい環境整備を継続し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を目指します。

また、AIや業務の自動化であるRPAの活用による事務効率の向上のほか、キャッシュレスの推進やオープンデータの活用の検討など、ICTによる市民サービスの向上に努めます。

日本全体の本格的な人口減少・少子高齢化の進展に加え、全国各地で自然災害が発生する頻度が高まっており、これに伴う地域の医療、保健、福祉、コミュニティーなど、生活基盤の維

持・確保が難しい時代を迎えています。

また、新型コロナは、誰もが感染するリスクがあり、収束が見通せない状況の中で、引き続き、北海道スタイルを遵守していかなければなりません。

このような困難な状況を打破することは、行政だけでは決して成し得ることができません。重要なのはコミュニティー、そして地域力です。

地域力を発揮した取組としては、新年度から北海道ベースボールリーグに加入する士別サムライブレイズや地域おこし協力隊が宿泊・交流機能などを兼ね備えたゲストハウスをオープンする予定です。

今後においても、このような市民主体のまちづくりが重要であり、地域力を生かした取組がさらに広がっていくことを大いに期待するものです。

このように、市民や企業、団体、そして行政が、地域社会の中でおのおの役割を果たし、地域力を生かして英知を結集し、連携・協働することで、天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちが実現できると考えています。

財政の健全化に向けては、職員の人件費や各種団体への補助金なども削減するなど、多くの方々に御理解と御協力をいただきながら進めてまいります。

困難な時こそ深化のチャンスと捉え、市民そして職員の無限の知恵と情熱・努力で、この難関を克服してまいります。

私の市長としての任期も残すところ半年余りとなりました。

今後も、座して待つのではなく、立ちほだかる様々な課題に対しては、時期を逸することなく果敢に挑戦し、勇気をもって決断、行動してまいります。

引き続き、積極的に市民の声に耳を傾け、この地の一人の声こそ原点の理念の下、10年先に立って今を見る先見力と企画力、実行力を発揮し、連携をキーワードに、残された任期を議員各位並びに市民の皆様とともに、力強く邁進する所存です。

以上申し上げ、新年度に向けての所信と市政の執行方針といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 令和3年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度における教育行政の執行に関わる所信と基本方針を申し上げます。

1年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、私たちは、かつてない課題と試練に直面し、様々な視点からの議論・検討を重ね、その時々への対応に試行錯誤してきました。

学校教育においては、国の緊急事態宣言や北海道独自の緊急措置に伴い、一律での学校臨時休業や分散登校の実施に始まり、卒業式や入学式、運動会や学芸会などの学校行事の内容変更や規模縮小、そして衛生管理マニュアルに基づく感染防止対策の徹底や様々な工夫の下での学びの保障など、今なお科学的検証も踏まえた学校における新しい生活様式に取り組んでいます。

また、社会教育やスポーツ、文化・芸術活動など、私たちの日常の豊かさに欠かすことので

きない生涯学習活動に関わっても、ハード・ソフト両面にわたって、施設・設備の利用制限やガイドラインに基づく対応などを進めてきたところです。

いまだ収束が見通せない状況にある中で、引き続き、感染拡大防止など安全・安心に向けた対応と様々な工夫の下での学びの保障を図っていくことが必要です。

このような中、我が国では、Society5.0として定義されるAIやIoTなどの最新技術の活用によって、暮らしの快適化と社会課題の解決を図る近未来社会の実現を通じ、SDGsの達成を目指しています。そして、その実現においては、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す学校教育と人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指す社会教育をさらに推進し、個別最適な学びと協働的な学びを達成していくことが求められています。

一方、本市の最重要課題である財政状況等を踏まえた財政健全化実行計画の着実な実践に努めるとともに、教育行政所管施設等の在り方も含め、将来展望と持続可能性を見据えつつ、人づくりこそがまちづくりの根幹であるとの理念の下、着実に前進する教育の推進に努めます。

こうした考えに立ち、新年度における主要な取組について、大綱に示されている学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術、教育・学習環境の区分に沿って申し上げます。

初めに、学校教育を基軸とした子供たちの学びと育みについてです。

社会に開かれた教育課程の実現を目指す新たな学習指導要領が、本年度の小学校に引き続き、新年度からは中学校でも全面実施されます。新学習指導要領では、引き続き生きる力を育むという目標の下、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視した主体的・対話的で深い学びや教育課程の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進め、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメントの推進が強く求められています。

こうした中で、授業力の向上を図るため、授業改善や習熟度別指導などの研究成果の実践拡大に努めるほか、教職員研修の精選と充実にも努めます。

児童・生徒1人1台端末を整備したGIGAスクール構想に関わっては、既に全教職員を対象としたキックスタート研修を皮切りに、リーダー養成までの研修を段階的に実施しているほか、先進的な活用を全市的に展開するためのプロジェクトチームを独自に創設し、調査・研究を進めているところです。また、北海道教育委員会による学習者用デジタル教科書実証事業に参加し、デジタル教科書による教育効果の検証や課題の明確化を図りながら、本格導入に向けた検討を進めます。このほか、SNS等によるトラブルが拡大している現状を踏まえ、教職員や児童・生徒、さらに家庭でも、インターネットに潜む脅威や危険な要素、適切なルールや使い方などへの理解を深めることなど、ハード・ソフトと人的対応が一体となった環境づくりを進めます。

また、幅広い効果が期待される外部資源の活用については、小学校社会科の自動車産業を学ぶ単元でのトヨタ自動車土別試験場の視察見学やダイハツ工業によるものづくり体験教室など、誘致企業の絶大なる協力の下に継続実施を予定しています。加えて、新年度においては、合宿

チームによるスポーツ指導の実施拡大や市内企業・事業所などの協力による体験的学びなど、外部の人材や資源による学びの機会づくりも進めます。

あわせて、組織的な学校運営やマネジメントの推進の下、チーム学校としての体制強化と学校における働き方改革の推進に努めます。

一人一人の個性や特性に対応し、適切な指導と必要な支援を提供するため、特別支援教育をはじめとする支援員や相談員、スクール・サポート・スタッフなどの体制の充実を図ります。また、知的発達に遅れはないものの、文字の読み・書きなどに困難が認められる児童に対する専門的支援の拡充を継続します。

いじめや不登校などに対しては、本市のいじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・教育委員会・関係機関等の連携の下、日常的な実態の把握と早い段階での適切な対応に努めます。

適応指導教室ウィズについては、所属学校や家庭との連携を図りながら、引き続き安定的な体制づくりに努めます。

学校給食においては、日々の安全で美味しい給食の提供に加え、幼稚園や認可外保育園等を含めた魅力あふれるふるさと給食の提供を継続します。

次代の担い手となる子供たちにとって、学力向上にも増して、心身の成長や豊かな人格の形成は極めて重要な要素であり、様々な社会活動を通じた体験的学びやスポーツ・体育・健康に関わる実践的経験での習得は、一層大切なものとされています。こうした考えの下、各種体験的学習機会のほか、子供たちの体力・運動能力向上と教員の指導力向上を図るため、本市での合宿チームの協力によるスポーツ能力向上事業の展開や小学校における体育専科教員の取組を継続実施します。また、引き続きオリンピズムやパラリンピズムを学ぶ機会づくりに努めます。

大きな転換期を迎えている部活動については、スポーツ庁や文化庁が示している新たなガイドラインも踏まえつつ、可能な限り希望する活動の機会を確保することや活動内容の質的向上を図る一方で、学校における働き方改革の視点も含め、地域で支える新たな仕組みづくりが喫緊の課題となっています。当面は、本市の部活動ガイドラインに基づき、部活動支援員・指導員の拡充や拠点校部活動の充実を図りながらも、体育協会や各競技団体等との連携の下、今後を見据えた部活動と地域スポーツの在り方について検討を進めます。

このほか、防災教育や環境教育、消費者教育に加え、平和や人権、男女共同参画などへの理解を深める学習を引き続き推進します。

生徒個々に応じた教育とベーシックスタディを柱に、移行支援としての高校教育の実践校である土別東高校は、本圏域における高等学校として必要不可欠な存在となっています。引き続き、一人一人の個性を尊重し、個々の状況にも応じた学びを推進するとともに、昨年設置した学校運営協議会との連携を深めながら地域に根差した教育活動を実践します。

次に、社会教育についてです。

社会教育においても、持続可能な社会に向けたSociety5.0と称される近未来社会を見据え、これまで以上に、地域住民の主体的参加をはじめ、多様な主体の連携・協働と幅広い

人材の支援による開かれ、つながる社会教育への進化が求められています。

このためにも、第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画に基づき、市民の主体的な学びと社会教育団体や企業などとの連携・協働の下で、学習成果が地域活動で生かされる環境づくりを目指します。

コロナ禍にあつては、社会教育関係の各種講座等においても、様々な工夫の下でのオンライン研修や動画配信などの有効性も確認されているところであり、今後においても、手法の一つとして活用していくことも必要と考えています。

土曜子ども文化村事業については、職業体験、文化芸術体験、自然活動や郷土の歴史を学ぶ体験などによって、キャリア教育の役割と土曜日の有意義な過ごし方を提供する事業として、極めて高い評価も得ているところであり、引き続き、関係企業や事業所、社会教育団体の協力も得ながら活動の拡充を図ります。

子供たちの望ましい生活習慣と学習習慣の定着に向けては、家庭での取組が不可欠であり、小学校1日入学の機会や家庭教育つうしんなどを通して、保護者の理解を深める啓発活動を継続します。また、子ども会育成連絡協議会との連携による実行委員会体制により、通学合宿型のチャレンジスクールを継続実施するほか、教職員や士別翔雲高校生などの協力も得て、長期休業中の小学生を対象としたチャレンジ寺子屋を実施します。

青少年の健全な育成に向けては、子供たちや保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、学校や警察署などの関係機関との情報共有と連携の下に、青少年指導センターによる街頭指導や啓発活動を継続します。

児童・生徒の職場体験活動については、体験受入れ企業をリスト化した職場体験・職場見学一覧や出前型の子供の体験活動プログラム集まなび☆ガイドの活用促進を図るとともに、学校授業やPTA研修等の機会も通じながら、豊かな体験活動の機会を提供します。

社会教育団体や企業が実施する講演会などについても、道民カレッジとの連携を図り、市民に身近な位置づけになるよう啓発します。

文化財に関わっては、指定文化財の保護のほか、有形・無形の文化財の継承・伝承に努め、地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の確保と市民の郷土愛の醸成を図ります。

市立博物館は、本年7月で開館40周年を迎えるところであり、これを記念して、これまでの歴史を振り返る特別展示を実施します。また、郷土資料の収集・保管や調査、研究の拡充を図るほか、朝日活性化施設まなべーとの連携強化に努めます。

市民の生涯学習活動の推進に関わっては、各団体の自立助長を図るためにも、市民自主企画事業とうるおい楽習塾による支援形態を見直します。

子供たちのまちづくりへの思いやリーダーシップを育む機会として、事前学習も含めた学びと意見・提言を発表する場となっている子ども議会やこども夢トークを継続実施するとともに、子ども会活動については、リーダー組織の現状も踏まえ、実情に即した活動や体制の在り方について引き続き検討を進めます。

また、今後のまちづくりを担う人材の育成と若者の交流連携を目的としたまちづくり塾を継続するほか、近年、入学者の減少が著しい九十九大学については、従前の枠組みを見直し、新たな形態での高齢者の学びと交流の機会創出の仕組みに再構築します。

市民文化センターにおいては、本年1月にWi-Fi環境を整備し、さらなる利用方法の拡大や利便性向上を図ったところであり、リモート会議やオンライン研修など、多様な活用が図られるような取組を進めてまいります。

生涯学習情報センターいぶきについては、引き続き、市民の生涯学習活動の拠点としての利用促進を図る中で、創作作品の発表や様々な文化芸術活動に触れる機会の提供に努めます。

市立図書館については、市民ニーズや利用実態に即するとともに、幅広い年代の利用に結びつく図書資料の整備のほか、各種イベント等を通じた啓発活動の下、市民の読書活動の推進を図ります。

次に、スポーツの振興についてです。

人類が新型コロナウイルス感染症との闘いに打ち勝った証としての意味も込めての開催が期待されている東京オリンピック・パラリンピックに向けては、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを最大に盛り上げる機会として、JOCとのパートナー都市協定も踏まえた取組を進めます。

ムーブメント活動のメイン事業でもある道内唯一のオリンピックデーランについては、全国最多の30回大会として、8月29日の開催を予定しており、翌2022年の冬季北京オリンピックに向けての機運も高める機会として位置づけてまいります。あわせて、オリンピック教室やスポーツ教室の充実を図ります。

ホストタウンにおける直前合宿等の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する極めて綿密かつ詳細な対応が検討されており、費用面などを含めた詳細も確定していない中で、これまで想定してきた市民交流などの受入れは難しい状況となっていますが、国や道からのしかるべき支援も得る中で対応していく考えです。現状においては、台湾のウエイトリフティング代表チームの招致は依然調整中となっている一方、2007年大阪世界陸上と2008年北京オリンピックの直前合宿を受け入れたドイツの陸上ナショナルチームからは、正式な依頼を受けているところであり、他国などの情報にも意を配しながら万全の対応に努めます。

一方、日本実業団連合や各実業団・大学等の強化合宿等の受入れについても、これまでの信頼関係の下、快適な練習環境・宿舎・食事、そして心を尽くしたホスピタリティをもって対応してまいります。

スポーツイベントについては、昨年同様、ホクレンディスタンスチャレンジの開催を予定しているほか、昨年は中止となった全日本サマーチャンピオン大会などについても、大会形式などの変更も加えながら開催を予定しているところです。しかしながら、サフォークランド士別ハーフマラソン大会については、さきの実行委員会において、昨年に引き続き、中止することを決定したところです。

他方、北海道障がい者スポーツ協会や開催地自治体などが連携して主催する北海道障がい者スポーツ大会が上川北部地域で開催される運びとなり、本市では、陸上、車椅子バスケットボール、フットベースボールの3競技が実施されるとともに、事務局として対応することになりました。この大会の開催を契機に、福祉関係団体との一層の連携・協力を図り、市民の皆さんにも広く関心を持っていただく中で、障害者スポーツに対する理解拡大を図っていきたいと考えています。

健康・スポーツ都市として、市民皆スポーツの活動に関わっては、まず第一に、体育協会やスポーツクラブなどの関係機関・団体との連携の下、第2期スポーツ推進計画の着実な推進に努めます。さらに、地方創生総合戦略の柱の一つである合宿の聖地創造実現に向けては、合宿の里士別ステップアッププランに基づく事業や合宿の里士別推進協議会を中心とした取組によって、合宿者数の拡大を図ります。さらに、4年目を迎えるチャレンジデーについては、昨年実現できなかった友好都市・みよし市との対戦を予定しており、地域・企業・団体などの一層の理解・協力も得ながら参加率の向上を図ってまいります。

次に、文化・芸術活動についてです。

文化・芸術活動やその活動を通じて創り上げられる作品は、様々な感動を生み、その活動の喜びをも共有する中で、人々の心に豊かさをもたらします。コロナ禍にあつて、これらの活動にも制約の影響が及んだ一方、ガイドラインを踏まえた対応やインターネットを活用した発表や鑑賞の機会が見いだされるという側面もありました。また、多くの市民が地道に実践的活動を継続してきたところでもあり、引き続き、文化振興条例の趣旨も踏まえ、市民の自発的な活動の支援・促進に努めるとともに、その魅力を浸透・拡大する風土づくりを進めていくことが必要です。

いましばらくは様々な制限・制約が続くものと考えられますが、こうした中にあつても様々な工夫の下、市民文化センターやあさひサンライズホールを拠点に、文化・芸術に関わる動きを止めることなく、発表・鑑賞の機会の提供に努め、地域の文化力向上を目指します。

なお、財源的な課題を抱えてきた文化振興補助金については、新年度から、ふるさと創生基金を財源とする人材育成・交流推進事業補助金に統合し、市民の自主的な文化活動の支援を継続することとなります。

最後に、これら各分野の教育・学習活動を推進するための環境整備についてです。

まず、学校教育に関わっては、昨年から東高校を含めた全ての市立学校においてコミュニティ・スクールを導入したところであり、引き続き、学校を取り巻く課題の解決と地域の活力創出に努め、地域の中の学校として、地域で子供を育む機運の一層の醸成を目指します。

喫緊の課題となっている学校における働き方改革については、教職員の健康面への配慮はもとより、児童・生徒と向き合う時間の拡大などに向けて、本市の働き方改革推進プランに基づき、校務支援システムの導入や客観的な勤務時間の把握などのほか、支援員や相談員などのスタッフを含むチーム学校としての体制強化に向けて、校長会などとの連携の下に取組を進めま

す。

本年度から導入した指導主事及び学校教育アドバイザーと社会教育アドバイザーをはじめ、教育委員会スタッフの連携を一層深め、教育行政を推進してまいります。

国や道・道教委から早急な対応が求められている学校施設の耐震化に関わっては、本市における学校施設の長寿命化計画を踏まえた対応に努めます。この中で、朝日中学校に関しては、老朽化が著しく雨漏り等の不具合も発生している体育館について、糸魚小学校の体育館を共用することで環境の改善を図っていくとともに、耐震対応等については、今後の学校の在り方も含めて検討を進めます。

また、現在本市が設置管理する社会教育施設や社会体育施設については、将来を見据えた持続可能性の観点や財政健全化実行計画に基づき、休館日の設定や開館時間の変更のほか、一部の施設を廃止するものとします。

具体的に、市民文化センターについては、土・日・祝日の閉館時間を繰上げ、生涯学習情報センターについては開館時間を繰り下げるとともに、図書館も含めて月曜日を休館します。市立博物館については、これまでの月曜日に加え火曜日も休館日とするのと同時に、1月下旬から2月においては、土・日・祝日のみ開館するものとします。

また、社会体育施設のうち、総合体育館、スポーツ交流館、朝日農業者トレーニングセンターの開館・閉館時間のほか、スキー場やプールの営業時間帯についても、一部変更するものとします。なお、スポーツ研修所と朝日武道館については、令和2年度をもって廃止するものとします。

こうした対応のほか、教育委員会所管の各施設については、総合計画及び公共施設マネジメント計画等に基づき、必要な整備・改修等を実施してまいります。

昨年の国内における感染者確認から1年を過ぎた今も、新型コロナウイルス感染症は、依然として多方面に大きな影響を及ぼし続けています。

こうした中であっても、私たちは、子供たちの健やかな成長に向けて力を注ぎ、着実な学びを止めることなく、意義ある日々を生み出していかなければなりません。そのためにも、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供たちの成長とともに支えていくことが重要です。

地域づくりは人づくりといわれるように、郷土への愛着や誇りを持ちながら、地域の魅力や活性化を創出し、将来の地域を担い手となって持続可能な未来を開いていく人づくりが、何よりも大切であることは、誰もが認める地域づくり・まちづくりの原点です。こうした考えの下、人づくり・まちづくり推進計画に基づく取組を進めてきたところであり、加えて、地域と学校との連携から地域づくりや人づくりにも結びつくコミュニティ・スクールの推進に力を注ぎました。そして、昨年10月の士別東高校の学校運営協議会の設置によって、全市を網羅したところです。

このことは、地域住民が教職員と学校に対する思いや願いを共有し、ともに活動することによって、子供たちの教育活動の質を高めるとともに、住民相互のつながりと学びあいを深める

ことを目指すことにほかなりません。さらには、学校を核とした地域づくりを基軸に実践を重ねることで、仮に教職員の異動や地域住民の世代交代などがあっても、持続的に地域の学校として在り続け、コミュニティが継承されていくものと考えます。

そうした発想の下で、土曜子ども文化村や学校支援サポーターなどに加え、コミュニティ・スクールと一体的に進める地域学校協働活動の取組が評価され、このたびの文部科学大臣表彰の栄に浴したところでもあり、今後も一層、地域のあらゆる主体の連携の下に、その成果を発揮していくことが期待されています。

こうした考えに立ち、子どもが元気、高齢者がいきいき、あらゆる世代が健やかで、心豊かに学び続けるまちの実現に向けて、令和3年度においても、地域力の総結集の下に、全力を尽くしてまいります。

以上申し上げまして、令和3年度の教育行政執行に当たっての所信と基本方針といたします。

(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 以上で、市政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) ただいま議題となりました報告第2号 令和2年度士別市一般会計補正予算(第17号)の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

去る1月11日に士別市立博物館の消火ポンプが故障し、漏水箇所等の応急処置を行うとともに修理の手配をしたところ、老朽設備のため交換部品の調達など、復旧までに約5か月を要する修理となることが判明しました。そのため、施設の再開に向けて早急に改修工事に着手する必要があるものと判断し、162万8,000円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月3日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源については、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、議案第30号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第30号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、本年4月1日に実施する行政組織機構改革による部、課の再編や組織名の変更に伴い関係する条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第31号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいま議題となりました議案第31号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、令和元年5月17日公布の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律について、一部改正の政令が2年9月4日に公布されたことに伴い、士別市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

同法の一部改正により、2,000平方メートル以上の非住宅建築物に義務づけられていた適合義務が300平方メートル以上に見直されたことに伴い、該当する建築物の適合性判定審査業務を本市にて行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第6、議案第32号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長(田中寿幸君)(登壇) ただいま議題となりました議案第32号 士別市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

へき地保育所については、各都道府県知事、各指定都市市長宛て、厚生事務次官通達へき地保育所の設置についてにおいて、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に、設置される児童を保育するための施設として位置づけられていることから、保育施設の名称をへき地保育所としてきましたが、地域性を生かし地域児童の福祉の増進を図ることを目的にした保育施設であることから、保育施設の名称を士別市地域保育所に変更しようとするものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第7、議案第33号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑市民自治部長。

○市民自治部長(法邑和浩君)(登壇) ただいま議題となりました議案第33号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月13日に施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金において、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことから、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、議案第34号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいま議題となりました議案第34号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、地域密着型サービス基準省令における事業の一般原則として、サービス提供に当たっては、介護保険等関連情報などを活用し、適切かつ有効に実施するよう努めること及び利用者の人権の擁護、虐待防止等のための体制整備などの措置を講じることが追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第9、議案第35号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第36号 士別市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいま議題となりました議案第35号 士別市道路の構

造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第36号 士別市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年5月27日に公布された道路法等の一部を改正する法律において、歩道や自転車道などに歩行者利便増進に資する施設を特に必要とする区間として、歩行者利便増進道路が創設されたほか、自動運行補助施設が占用対象となる道路の附属物として定義されたことにより、当該施設を規定し、合わせて占用料について追加するなど、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第10、議案第37号 士別市高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。千葉建設水道部長。

○建設水道部長(千葉靖紀君) (登壇) ただいま議題となりました議案第37号 士別市高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関わる特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されることに伴い、現行条例での引用箇所について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第11、議案第38号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第18号）、議案第39号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、及び議案第41号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第38号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第18号）、議案第39号 令和2年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、及び議案第41号 令和2年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正は、早期の工事発注を実施するため、ゼロ市債事業に関連する債務負担行為の追加や、現在実施に向けて準備を進めている新型コロナウイルスワクチン接種事業など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明いたします。

初めに、総務費です。ふるさと寄付金推進事業費では、ふるさと寄付の件数、金額ともに増加傾向にあり、当初の予算を上回る見込みであることから、返礼品発送業務に要する委託料1,260万円を追加計上しました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、安全かつ円滑なワクチン接種の実施に向けて、コールセンターの体制整備経費や4月以降から集団接種の実施体制整備に係る人件費、ワクチン取扱い及び集団接種に必要な物品等購入費のほか、市内医療機関と連携し、きめ細かい接種体制を構築するため、7,867万3,000円を追加計上しました。

次に、民生費です。国民年金事務経費では、令和2年度の地方税法改正により、年金生活者支援給付金の給付における情報媒体作成仕様が変更となり、これに対応するシステム改修を行うため、18万円を計上しました。

子ども子育て支援推進事業費では、平成30年度子どものための教育・保育給付交付金の国・道支出金の返還金754万2,000円、及び令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の確定に伴う返還金169万円、合わせて923万2,000円を計上しました。

次に、農林水産業費です。農業農村整備促進費活用事業費では、道営中士別地区農地整備事業において、区画整理及び暗渠排水の事業量が増加し、農家負担の一部軽減を図るため実施している促進費活用形パワーアップ事業に伴う事業費負担金が増加することから、184万2,000円を追加計上しました。

その一方で、同じく北海道の補助金を財源とする農業農村整備事業費の道営天塩川第3支線地区水利施設保全高度化事業においては、降雪により当初予定していた事業量が減少したこと

により、174万1,000円を減額するものです。

経営体育成交付金事業費では、北海道から予算の追加配分通知があったことから、市内農業者が実施するコンバインの新規導入に対する補助金として300万円を計上しました。

なお、これらに要する財源については、国・道支出金及び地方債などの特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって、収支の均衡を図った次第です。

次に、繰越明許費の補正については、事業実施時期との関連から、年度内完了が困難な事業について予算を繰り越して実施するため、所要の措置を講ずるものです。

続いて、債務負担行為の補正についてです。

公共工事の早期発注によって市内経済の活性化と資材や人材の確保を図るため、ゼロ市債事業として、市道整備事業で5路線等7,520万円、公園整備事業で60万円をそれぞれ追加するものです。

また、地方債の補正については、歳出予算との関連などから所要の措置を講じたところ です。

次に、特別会計並びに水道事業会計についてです。

まず、公共下水道事業特別会計です。早期発注による市内経済の活性化を図るため、債務負担行為を補正し、下水道施設整備事業で350万円をゼロ市債事業として実施するものです。

次に、水道事業会計においても同様に、債務負担行為を補正し排水施設改良事業、1,045万円をゼロ市債事業として実施するものです。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号及び議案第41号の3案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第12、議案第40号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第40号 令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、現在施設更新を進める中士別第1地区及び第2地区の農業集落排水施設整備事業において、次年度予定する工事の一部を前倒しして実施し、事業促進を図るため、3,042万円

を追加計上しました。

なお、これに要する財源については、道支出金及び地方債の特定財源のほか、使用料の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、事業実施時期との関係から予算を繰越して実施するため、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第13、議案第42号 士別市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。議会改革検討特別委員会 渡辺英次委員長。

○議会改革検討特別委員会委員長（渡辺英次君）（登壇） ただいま議題となりました議案第42号 士別市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、士別市議会議員の定数を見直し、現在の議員定数17人を15人とする改正で、次の一般選挙から施行しようとするものであります。

本市の議会議員の定数は、平成17年9月に旧士別市と旧朝日町とが合併する際の協議の中で22人と定め、その後、平成22年には20人に、平成26年には3人を減少し現在の議員定数17人となったところであります。

議員定数は、地域住民の多様なニーズや意志を市政に反映するための議会の組織構成の根幹であり、その多少が本会議、委員会など、議会の審議の在り方、常任委員会の数、一委員会当たりの委員数等を規定する重要な要素を占めています。議会が改革を推進していく上で、あるべき議員定数は常に考えていかなければなりません。それは意見交換会や昨年実施した市民アンケートなどに寄せられた市民の意見としても現れています。議員定数には、明確な基準、根拠はありませんが、議会改革の論議の中で、意見交換会により聴取した市民の皆様の意見や本市の人口動態及び類似都市の状況なども勘案し、本市としてふさわしい議員数を検討し、見直すべきとの結論に至ったものであります。これは単に財政面の論議だけではなく、市民の代表にふさわしい議会の機能強化や活性化を基本として、市民の意見を市政に反映させるために必

要な議員数、さらには議会基本条例において規定されている市民の意見の聴取及び反映にも努めることなどを総合的に判断した結果、15人と改正しようとするものであります。

本市を取り巻く厳しい社会経済情勢の現状を鑑みたとき、今回の議員定数の減少が多様な民意の反映や議会の権能を弱めることとならないよう議会の活力を高め、さらなる議会改革を進めていかなければなりません。

議員各位におかれましては、この条例改正について御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第14、報告第3号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。喜多武彦委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（喜多武彦君）（登壇） 文教厚生常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

初めに、令和3年2月4日家庭ごみ有料化後のごみ排出状況と、ごみ収集体制の見直しについて調査を実施いたしました。

説明員からは、家庭ごみ有料化後のごみ排出量と埋立量の変化について説明があり、有料化導入による削減効果が着実に出ていることを確認いたしました。また、ごみ収集体制の見直しについては、家庭ごみに関するアンケート調査結果を基に、令和3年4月1日から収集回数などを変更するとの説明を受けました。

委員からは、有料化に伴う市民からの問合せ状況や分別、排出困難者への支援状況などについて質疑がなされ、質疑の後に最終処分場の視察を行い、終了いたしました。

次に、令和3年2月17日に現在策定中である第6期士別市障がい者福祉実行計画と第8期士別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画について調査を実施いたしました。

まず、第6期士別市障がい者福祉実行計画は、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために策定する障害福祉サービスの実行計画であり、令和3年度からの3年間を計画期間としています。説明員からは、第6期計画を推進するための具体的な取組や福祉サービス量の見込みなどについて説明があり、委員からは障害者雇用の拡大や権利擁護支援の実績、子ども通

園センターのぞみ園の利用状況についてなど、質疑がなされました。

続いて、第8期士別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画については、高齢化が今後さらに進行していくことが見込まれる中、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどを切れ目なく推進し、地域共生社会の実現を目指すことを目的とした計画であり、令和3年度からの3年間の計画期間としています。説明員からは、第7期計画で掲げた施策の評価・検証や第8期計画における具体的施策、介護報酬の改定内容を基に試算した介護保険料の見込みなどについて説明があり、委員からは生活支援サービスの実績や介護認定者とサービス利用者の実態についての質疑がなされました。

また、より実効性のある計画となるよう敬老バス乗車証交付事業の乗車実績や計画期間中の実施事業を分かりやすく掲載すべきではないかなどの意見も出されました。

以上、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第10号 令和3年度士別市一般会計予算から議案第29号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定についての20案件については、令和3年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第10号から議案第29号まで、令和3年度士別市一般会計予算案ほか、各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連する案件について、その概要を御説明いたします。

まず、議案第10号 士別市一般会計予算から議案第17号 士別市病院事業会計予算についてです。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2020に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会を目指し、デジタル社会・グリーン社会の実現などに取り組むことで経済の持ち直しの動きを確かなものとし、経済・財政一体改革を着実に推進するとしています。

こうした中、本市の財政状況については、歳入では、感染症の影響により市税で前年と比較して約1億7,000万円の減額を見込むとともに、一般財源の大宗である地方交付税は、交付税算入公債費の増加や社会保障充実などによる地方負担の増、新たに創設された地域デジタル社

会推進事業費などにより、一定の需要額は確保される見込みですが、臨時財政対策債の増加により質の低下が見込まれます。

歳出においては、経常的経費の縮減を図るため、財政健全化実行計画に基づき、事務事業の計画期間内凍結や廃止などの歳出改革や公共施設の最適化、包括発注、機構改革を見据えた定員の適正化、人件費の独自削減などを断行する中で、市民の安全・安心に関わる事業に配意し、予算を編成したところです。

また、昨年と同様に除雪対策経費については、令和2年度決算と普通交付税の算定確定後の第3回定例会での補正対応とし、一定の財政調整基金残高を確保することで、感染症の不透明な状況下において有事の際においても柔軟で速やかに対応できるよう努めたところです。

このような中で、緊縮型の令和3年度予算の編成となりましたが、第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略における農業未来都市創造、合宿の聖地創造、まちの未来創造の3つの重点プロジェクトの取組を進めながら、地方創生のさらなる深化を図るとともに、地区別計画をはじめとした、地域の主体的な取組を進めるため、引き続き地域力によるまちづくり重点枠を設け、6事業を計上しました。

この結果、予算の総額は、一般会計153億6,879万2,000円、特別会計64億8,396万5,000円、企業会計47億4,252万9,000円、合計265億9,528万6,000円となり、2年度当初予算と比較して、一般会計で6.6%の減、全会計総額で4.6%の減となりました。

この主な要因は、健全化実行計画に基づく人件費の独自削減をはじめとする各種取組の効果や庁舎改築事業、中心市街地活性化事業などに一定のめどがついたことなどによるものです。

次に、予算編成の主な内容や特に留意した事項についてです。

初めに、地方創生臨時交付金の地方単独分の活用により実施を予定する事業についてです。

総務費では、感染防止対策として消耗品等を購入する新型コロナウイルス感染症対策事業、事務効率化を図るためのRPAソフトライセンス等を購入するRPA業務改革推進事業。

商工費では、中小企業振興条例助成事業のうち、各種催事事業への補助等を行う商店街活性化事業や産業フェアの開催経費の補助等を行うラブ士別・バイ士別運動推進事業、中心商店街振興組合への補助等を行う商店街振興促進事業、天塩川源流まつりへの補助等を行う観光イベント推進事業。

教育費では、コロナ禍における感染防止対策により安全安心な合宿環境の提供に努めるスポーツ合宿推進事業や東京オリンピック・パラリンピック開催に当たり、マラソン・競歩のドイツナショナルチームの直前合宿受入に万全の態勢で取り組む合宿の里士別ステップアッププラン事業、台湾とのウエイトリフティング競技をはじめ、スポーツ交流・教育交流を進めるホストタウン推進事業、児童・生徒の各種文化・スポーツ大会参加時の公共交通機関利用料金の一部を助成する児童・生徒大会参加交通費助成事業。

消防費では、士別地方消防事務組合負担金のうち、救急搬送時の感染防止対策としての消耗品購入費。

これら、11事業の一部、または全部について、令和3年度第1号補正予算として、本定例会最終日に上程し、新年度当初予算と一体的に推進しようとするものです。

それでは、一般会計の歳出から順次御説明申し上げます。

初めに、総務費です。

新年度においては、外構工事を残すのみとなった庁舎改築事業を引き続き実施するほか、人材育成・交流推進事業及び文化振興補助事業を統合して実施する文化・交流推進事業や新たに設置した次世代モビリティ推進会議において、将来を見据えた交通体系の調査・研究に取り組む地域公共交通総合対策事業を実施します。

このほか、移住ナビデスクのまちなか交流プラザへの再配置に合わせ、（仮称）移住定住コーディネーターを選任し、情報発信の強化や相談窓口体制の充実を図る移住定住促進事業に引き続き取り組むなど、総額8億8,508万1,000円を計上しました。

次に、民生費についてです。

社会福祉費においては、電話回線を保有していない市民への対応として、携帯端末を利用した装置を導入する緊急通報サービス事業や特定技能1号での就労を可能とする制度改正に対応し、外国人介護従事者確保等に取り組む介護従事者新規就労定着支援事業のほか、運動や交流などを通じた早期からの介護予防・認知症予防を実践するいきいき健康センター介護予防事業など、22億250万5,000円を計上したところです。

また、児童福祉費においては、サフォークスタンプの電子ポイント化に伴い、既存の子育て支援パスポート事業を廃止し、買物に対するポイント進呈により子育て家庭を支援する子育て世帯サフォークポイント支援事業のほか、認可保育園を除く保育園等に他市町村から就職した保育士等に支援金を交付する保育士等確保対策就労支援事業など、8億9,213万3,000円を計上しました。これらに、生活保護費3億4,130万6,000円を合わせて、民生費全体では、34億3,594万4,000円を計上したところです。

次に、衛生費についてです。

保健衛生費では、開業医誘致助成事業において、医療機器取得助成を引き続き実施するとともに、令和4年度に開業を目指す眼科医の開業支援に向けた連携を図ります。

また、母子保健事業においては、産後4か月までの母子を対象としていた産後ケア事業を母子保健法の改正に基づき、産後1年以内に対象を拡大する中で、産後うつや新生児虐待の予防などの細やかな支援を行うほか、水道事業会計及び病院事業会計に対する補助金などを計上しました。

また、清掃費では、引き続きごみの減量化・再資源化を推進するとともに、戸別収集体制を維持しつつ、市内地区の収集体制を一本化し、農村地区の収集回数を市内と同数とするほか、計画的な設備更新を進めるし尿処理施設整備事業など、衛生費全体では、16億5,137万9,000円を計上したところです。

次に、労働費についてです。

勤労者の生活と雇用の安定を促進する中小企業勤労者総合福祉推進事業を引き続き実施するほか、高齢者労働能力活用事業などを引き続き実施するとともに、士別地域通年雇用促進協議会を中心に季節労働者への支援を図るなど、2,883万2,000円を計上しました。

次に、農林水産業費についてです。

農業費では、足腰の強い農業・農村づくりを推進するため、担い手の育成・確保対策として、農業農村担い手支援事業、農業次世代人材投資事業、グリーンパートナー推進事業などに取り組みほか、甜菜作付振興事業では、畑作物の適正な輪作体系の確立に向けた取組を引き続き推進します。

農業基盤整備費では、いよいよ最終年度となる国営農地再編整備事業上士別地区の円滑な換地処分に向けて取り組む国営農地再編換地受託事業や地区内の営農状況調査業務を受託する国営農地再編整備推進事業のほか、本年度約125.7ヘクタールの基盤整備事業が予定される中士別地区の道営農地整備事業の推進に向け、パワーアップ事業の活用によって農家負担の軽減を図る農業農村整備促進費活用事業などを計上しました。

畜産の振興については、綿羊生産基盤の確立や羊肉のブランド力向上、新規飼養者の確保等により、経営の安定化や観光の振興を図るとともに、G I制度の登録を進める綿羊振興事業など、農業費全体で、11億6,174万8,000円を計上しました。

林業費では、森林整備担い手対策推進補助事業をはじめ、市有林の計画的な保育と整備を実施する森林環境保全整備事業を継続実施するほか、今年度から本格的に着手する森林環境譲与税を活用した各種助成等に取り組む森林整備促進事業を実施します。さらに、エゾシカやヒグマ、アライグマ対策などの有害鳥獣被害防止対策事業を引き続き実施するなど、6,779万7,000円を計上し、農林水産業費全体では、12億2,954万5,000円を計上したところです。

次に、商工費についてです。

中心市街地の活性化とまちなかのにぎわい創出に加え、地域ブランドの開発・育成や観光をはじめとした地域情報の発信拠点となる、まちなか交流プラザ羊のまち 侍・しべつが本年5月にオープンすることから、まちづくり士別株式会社と連携する中で、その準備を進めます。

また、昨年見直しを行った中小企業振興条例に基づき、新規創業者支援資金や事業承継支援資金により、経営の安定化に向けた取組を推進するなど、引き続き地域経済の活性化に向けた取組を実施します。

観光関係では、1市3町で構成する着地型観光推進協議会による広域観光誘致活動に取り組む観光誘致宣伝活動推進事業など、商工費全体で、4億3,524万4,000円を計上しました。

次に、土木費についてです。道路新設改良については、生活道路の整備を進めるほか、橋梁については、長寿命化計画に基づく近接目視点検業務や改修工事を継続して実施するなど、道路橋梁費として、3億5,778万4,000円を計上しました。

都市計画費では、公園長寿命化計画に基づく遊具の更新や施設改修・点検のほか、緑の基本計画に基づく環境整備など、合わせて4億2,367万円を計上しました。

また、住宅費では、公営住宅長寿命化計画に基づく受水槽室給水設備改修工事や予防保全に努める住宅環境整備事業のほか、今後の老朽住宅の解体に向けた入居者の移転補償費などで、4,644万7,000円を計上したところであり、土木費全体では、9億731万2,000円を計上しました。次に、消防費についてです。

消防団員の防火衣の更新や非常用発電機設置工事など、地域防災力の強化を図るための士別地方消防事務組合負担金のほか、防災対策推進事業では、計画的な非常食等の備蓄品購入や総合防災訓練を継続実施します。また、防災行政無線のデジタル化に向けた更新と高齢独居世帯等への戸別受信機の無償貸与を行う同報系防災行政無線デジタル化事業など、合わせて7億9,252万9,000円を計上しました。

次に教育費についてです。

教育総務費では、学習振興事業において、水泳やスキーの外部講師、学校教育アドバイザー等との連携を一層深めるとともに、遠距離等通学助成事業では、武徳フィーダー線の路線運行からスクールバスへの変更により、通学環境の利便性向上を図ります。

また、文部科学省が示したGIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒1人1台端末など、ICTを活用した情報通信教育の推進に努めるほか、個別の指導や支援が必要な児童・生徒の増加に伴うニーズに応じた支援員体制の充実を図る特別支援教育就学事業など、2億2,330万7,000円を計上しました。

小学校費では、糸魚小学校のトップライトガラスシーリング工事など8,648万3,000円を計上しました。

中学校費では、朝日中学校において、糸魚小学校体育館の共同利用のための仮設通路設置など6,686万6,000円を計上するとともに、高等学校費では、1,442万2,000円を計上したところです。

社会教育費では、コミュニティ・スクールのさらなる推進のため、社会教育アドバイザーとの連携により教育環境の充実を図る学校・家庭・地域連携協力推進事業のほか、マイプラン・マイスタディとうるおい楽習塾による支援形態の見直しを行い学習活動の活性化を図る市民自主企画事業や九十九大学を統合し、高齢者の生きがいを推進するため、新たに実施する高齢者学習推進事業に取り組みます。

このほか、こども夢トークや子ども議会、士別まちづくり塾事業などの取組を継続実施するなど、2億4,248万4,000円を計上しました。

保健体育費では、コロナ禍における感染防止対策により安全安心な合宿環境の提供に努めるスポーツ合宿推進事業など、地方創生臨時交付金を活用しての東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた事業と一体的に推進し、合宿の聖地創造を目指した取組を推進します。

これらのほか、市民皆スポーツに向けた取組として、市民総参加型のスポーツイベントチャレンジデーへの参加など、合わせて3億5,751万7,000円を計上したところであり、教育費全体では、9億9,107万9,000円を計上しました。

公債費については、地方債の償還元金と利子のほか、一時借入金利子など、合わせて27億6,676万円を計上し、職員費では、特別職や再任用職を含めた給与費299人分など、21億2,037万円を計上し、予備費については、1,000万円を計上しました。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

まず、市民税についてです。市民税では、今年度の決算見込みを基に推計を行うとともに感染症の影響を踏まえ、個人、法人を合わせて、対前年9,907万8,000円減となる8億5,636万4,000円を計上しました。また、固定資産税では、新年度が評価替の年となることや中小企業等に対する軽減措置により、対前年6,050万4,000円減の8億9,408万5,000円を計上したところとです。そのほか軽自動車税や市たばこ税、都市計画税などを合わせた市税総額では、対前年1億6,905万円の減、率にして7.6%減の20億4,346万1,000円を計上したところとです。

地方譲与税をはじめ、昨年新設された法人事業税交付金のほか、地方消費税交付金、環境性能割交付金などについて、国の予算並びに地方財政計画の収入見込額を勘案し、8億2,629万8,000円を計上しました。

次に、地方交付税についてです。

新たな算定項目の地域デジタル社会推進事業費や地方財政計画における伸び率を基に算定した結果、普通交付税については、65億8,478万2,000円を計上したところであり、特別交付税の9億6,000万円と合わせて、対前年比1.2%減の75億4,478万2,000円としました。

また、分担金及び負担金では、8,435万8,000円、使用料及び手数料では、4億3,825万9,000円を計上し、国庫支出金では、10億665万5,000円、道支出金では11億5,486万1,000円を計上しました。このほか財産収入では、市有財産の貸付金収入のほか市有林立木の売払収入などで、3,816万3,000円を見込んだところとです。

繰入金については、11年ぶりに財政調整基金からの当初予算での繰入を回避した一方で、合併特例振興基金などの特定目的基金の活用を見込み、基金繰入全体としては、1億2,843万1,000円を計上しました。

諸収入については、各種貸付金の元利収入などのほか、受託事業収入などを合わせて、6億3,542万2,000円を計上し、市債では、歳出予算に計上した投資的経費の財源として、7億1,920万円を計上したほか、過疎地域自立促進特別事業債のソフト分や臨時財政対策債などを合わせて、14億90万円を計上しました。

続いて、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計については、療養給付費及び高額療養費などの保険給付費で17億97万円、北海道へ支出する国民健康保険事業費納付金で6億3,554万5,000円のほか、保健事業の実施に要する経費などを合わせて、23億8,636万4,000円を計上しました。

次に、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,555万6,000円のほか、事務経費と合わせて3億6,868万円を計上しました。

次に、介護保険事業特別会計については、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に関

する保険給付費のほか、地域支援事業では、認知症総合支援や介護予防サービス、いきいきサロン事業を実施するなど、合わせて23億7,470万5,000円を計上しました。

また、公共下水道事業特別会計については、下水道施設整備事業費での合流改善事業や水処理施設更新事業の継続実施のほか、朝日地区における特定環境保全下水道維持管理事業費などを合わせて、10億9,105万5,000円を計上しました。

農業集落排水事業特別会計については、農業集落排水施設整備事業費での水処理施設更新事業の継続実施のほか、個別排水処理施設整備事業費などを合わせて、2億6,316万1,000円を計上したところです。

なお、これら各特別会計に対する財源には、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源にあつては一般会計からの繰入金をもって、収支の均衡を図りました。

次に企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計についてです。3年度においては、給水戸数を8,400戸、年間総給水量を180万立方メートルと推計し、収益的収支で、収入5億6,227万2,000円、支出6億4,557万8,000円、差引き額8,330万6,000円の不足。

資本的収支では、収入2億8,257万3,000円、支出4億2,123万8,000円、不足額1億3,866万5,000円を計上しました。

以下、その主な内容について申し上げます。

まず、収益的収入についてです。営業収益では、給水収益のほか、受託工事収益などを合わせて4億440万円を計上し、営業外収益の1億5,785万2,000円など、合わせて5億6,227万2,000円を計上しました。収益的支出では、営業費用で5億7,188万5,000円を計上し、営業外費用の7,339万3,000円など、合わせて6億4,557万8,000円を計上したところです。

次に、資本的収入についてです。建設改良に伴う国庫補助金・工事負担金及び企業債などを合わせて2億8,257万3,000円を計上し、これに対する資本的支出として、東山浄水場改良事業費などのほか、企業債償還金を合わせて4億2,123万8,000円を計上しました。

なお、資本的収支不足額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額をもって補填するものです。

次に、病院事業会計についてです。

令和3年度においては、年間患者数を入院4万1,975人、外来9万7,768人と推計し、収益的収支では、収入32億4,052万9,000円、支出32億7,308万7,000円、純損失3,255万8,000円、資本的収支では、収入3億7,089万3,000円、支出4億262万6,000円、不足額3,173万3,000円を計上しました。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入についてです。医業収益では、入院・外来を合わせて24億7,795万円を計上し、医業外収益では、一般会計からの補助金、地域医療構想推進のための病床削減支援給付

金などで7億6,257万7,000円を計上しました。

収益的支出では、医業費用で32億5,441万9,000円を計上し、医業外費用では、企業債償還利息などで1,046万7,000円を計上したところです。

次に、資本的支出についてです。医療機器購入費及び企業債償還金のほか医師・看護師修学資金等貸付金や医師就業支度金貸付金などを合わせて4億262万6,000円を計上したところであり、これに対する資本的収入としては、企業債1億9,230万円に一般会計からの繰入金などを合わせて3億7,089万3,000円を計上し、資本的収支不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填するものです。

なお、一般会計からの繰入金については、士別市財政健全化実行計画における見込額の範囲内とする8億1,271万1,000円としました。

令和3年度は、人口減少はじめ患者数の増加が見込めないほか、いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対策も継続することから、収益的収支において純損失が発生する見込みの厳しい予算となりました。

今後においては、令和3年度から7年度までを計画期間とする新たな経営改革プランを策定し、国の医療施策や地域医療構想を踏まえるとともに、設立した地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構との連携を深め、健全経営と常勤医の確保に努めてまいります。

次に、予算に関連する議案について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第18号 士別市議会議員及び士別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、選挙運動のために使用するビラの作成費用について、平成31年3月の公職選挙法改正により、市議会議員選挙においても公費負担が可能となったことから、今後予定される市長選挙、市議会議員選挙に対応するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第19号 士別市スポーツ研修所条例を廃止する条例についてです。

士別市スポーツ研修所は、青少年等の健全な発達を助長し、社会体育並びに生涯学習等の振興及び普及活動に資することを目的に、旧北海道上川支庁北部耕地出張所の監督員詰所として使用されていた施設を本市が譲り受け、平成15年から主にスポーツ合宿などに活用してまいりました。

しかし、施設の老朽化、さらには利用実態に即した管理運営と効果的な運用を図るため、本年3月をもって建物の用途を廃止することから、本条例を廃止するものです。

次に、議案第20号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例を廃止する条例についてです。

士別市農畜産物加工体験交流工房は、農畜産物の付加価値を高め、本市農業の振興と市民の食育及び地産地消の推進を図るため、平成21年に設置し、管理運営してまいりました。

このたび、公共施設マネジメント計画の基本方針である最適化の視点等から、士別市財政健全化実行計画を踏まえ、総合的に施設の在り方を検討した結果、朝日町に所在し同様の目的を有する、士別市農産加工実習施設へ機能を統合するため、本条例を廃止するものです。

次に、議案第21号 士別市朝日武道館を廃止する条例についてです。

士別市朝日武道館は、市民の健康増進と武道競技の普及を図るため、昭和46年に設置しましたが、近年、定例での利用が一団体であり、利用実態に即した管理運営と効果的な運用を図るため、利用団体との協議を踏まえ、本年3月をもって、建物の用途を廃止することから、本条例を廃止するものです。

なお、本施設が担ってきた機能については、朝日農業者トレーニングセンターが引継ぎ、市民サービスの維持に努めていくものです。

次に、議案第22号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、新たに策定している第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間が令和3年度から5年度までの3年間となることから、サービス見込み量などの推計に基づき、この計画期間における介護保険料額を定めようとするものです。

また、生計困難者のホームヘルプサービスまたはデイサービスの利用者負担軽減について、新たな計画期間に合わせた適用期間とするなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第23号から議案第29号まで、士別市公の施設の指定管理者の指定についてです。

現在、指定管理者が管理運営している士別市日向保養センターをはじめ、7施設について、本年3月末をもって期間が満了を迎えることから、これらに係る指定管理者の選定について、指定管理者審査委員会において、これまでの事業内容及び今後の管理運営に関わる事業計画について審査の上、候補者を選定しました。

指定期間については、令和3年4月1日から、士別サイクリングターミナルは3年9月30日まで、士別市日向保養センターは4年3月31日までとし、それ以外の5施設は6年3月31日までとして、それぞれ指定管理者に指定しようとするものです。

以上、令和3年度士別市一般会計予算案ほか、各特別会計及び企業会計予算案及び予算案に関連します条例並びに一般議案について、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 以上で提案者の説明を終わります。

○議長(松ヶ平哲幸君) これより各号議案に対する質疑に入るわけではありますが、議事の都合により、質疑は後日に行うことにいたします。

お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明2月25日から3月8日までの12日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、明2月25日から3月8日までの12日間は休会と決定いたしました。

なお、3月9日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 2時08分散会)